(令和4年12月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この細則は、白岡市議会デジタル機器利用規程(令和3年白岡市議会告示第1号)第10条第2項の規定により、白岡市議会議長(以下「議長」という。)が貸与するタブレット端末の適正な利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) タブレット端末 議長が白岡市議会議員及び議会事務局職員に貸与 するタブレット端末をいう。
  - (2) 利用者 タブレット端末の貸与を受けた白岡市議会議員及び議会事 務局職員をいう。

(タブレット端末の貸与)

- 第3条 議長は、利用者が効率的かつ効果的に議会及び議員活動並びに議会 運営を行うため、タブレット端末を無償で貸与するものとする。この場合 において、利用者は白岡市議会議事堂及び議事堂外においてもタブレット 端末を利用できるものとする。
- 2 前項の規定により、タブレット端末の貸与を受けた利用者は、様式第1 号の白岡市議会タブレット端末受領書を議長に提出しなければならない。
- 3 利用者は、白岡市議会議員又は議会事務局職員の身分を失ったときは、 速やかにタブレット端末の利用者固有データ等を消去した上で、議長に返 却するよう努めなければならない。

(タブレット端末の管理等)

- 第4条 利用者は、議会及び議員活動並びに議会運営に必要な範囲内に限り、 タブレット端末を利用できるものとする。
- 2 利用者は、タブレット端末の利用に際し、善良かつ適切に管理するものとする。
- 3 利用者は、タブレット端末を破損、故障、紛失等したときは、様式第2 号の白岡市議会タブレット端末破損等届出書により、直ちに議長に届け出 なければならない。
- 4 利用者は、故意又は重大な過失により、タブレット端末を破損、故障、 紛失等したときにおいて、有償の措置が必要となったときは、修理等に要 する費用の実費を負担しなければならない。

(遵守事項)

- 第5条 利用者は、タブレット端末の利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 議会の品位を重んじた良識のある利用を心掛け、議会及び議員活動並びに議会運営外の目的で利用しないこと。
  - (2) データの正確性を保持し、共有データの改ざん、毀損等の防止に努めること。
  - (3) タブレット端末に個人情報を含む資料等を保存するときは、議会及び議員活動並びに議会運営を行う上での必要最小限とすること。
  - (4) 個人情報の漏えい若しくはコンピュータウイルス感染等の重大な事態があったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに事実確認を行うとともに、様式第3号の白岡市議会タブレット端末情報漏えい・コンピュータウイルス感染等重大事態報告書により、議長に報告し、議長は必要な措置を講じること。
  - (5) 利用者は、タブレット端末の利用に当たっては、適切なパスワード 管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないよう努めなければならない。
  - (6) 利用者は、タブレット端末にアプリケーションソフト等をダウンロードするときは、議会及び議員活動並びに議会運営を行う上での必要最小限とすること。

(利用上の禁止事項)

- 第6条 利用者は、タブレット端末を利用するときは、次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
  - (2) 個人情報並びに議会及び市において公開が禁止されている情報を外部に漏らすこと。
  - (3) タブレット端末の改造、交換及び動作環境の変更
  - (4) タブレット端末のオペレーティングシステム、会議用システムその 他議長が指定したアプリケーションソフト等の削除、アップデート又 はバージョンアップ。ただし、議長が特に必要と認める場合を除く。
  - (5) タブレット端末の性能、機能等を変更する行為
  - (6) ウイルス感染のおそれのある外部端末へのタブレット端末の接続 (通知、連絡等の方法)
- 第7条 タブレット端末を用いた白岡市議会議員、議会事務局及び執行機関の間の各種通知、連絡等は、原則として、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、紙媒体の文書によることが必要であると議長が認める場

合にあっては、この限りでない。

- (1) 電子メールの送受信
- (2) 添付資料等が多量にある場合は、当該資料等ファイルの会議用システムへの保存

(その他)

- 第8条 この細則の運用に関し疑義が生じたときは、議長、常任委員会委員長又は議会運営委員会委員長がこれを決定する。
- 2 この細則に定めるもののほか、タブレット端末の利用に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会の意見を聴いて別に定める。

附則

この細則は、令和5年1月1日から施行する。

年 月 日

白岡市議会議長

様

タブレット端末利用者 \_\_\_\_\_

白岡市議会タブレット端末受領書

白岡市議会タブレット端末貸与・運用細則第3条第1項の規定により、タブレット端末の貸与を受けたので、同条第2項の規定により、白岡市議会タブレット端末受領書を提出します。

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末のシリアルナンバー
- 3 端末のID
- 4 端末の受領年月日

年 月 日

白岡市議会議長

様

タブレット端末利用者 \_\_\_\_\_

白岡市議会タブレット端末破損等届出書

タブレット端末を破損、故障、紛失等したので、白岡市議会タブレット端末貸与・運用細則第4条第3項の規定により、白岡市議会タブレット端末破損等届出書を提出します。

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末のシリアルナンバー
- 3 端末のID
- 4 破損、故障、紛失等の内容

5 破損、故障、紛失等の原因・経緯

6 破損、故障、紛失等の発生年月日

年 月 日

白岡市議会議長

様

タブレット端末利用者 \_\_\_\_\_\_

白岡市議会タブレット端末情報漏えい・コンピュータウイルス 感染等重大事態報告書

タブレット端末の利用に当たり、個人情報の漏えい若しくはコンピュータウイルス感染等の重大な事態があり、又はそのおそれがあるため、白岡市議会タブレット端末貸与・運用細則第5条第4号の規定により、白岡市議会タブレット端末情報漏えい・コンピュータウイルス感染等重大事態報告書を提出します。

記

- 1 端末の管理番号
- 2 端末のシリアルナンバー
- 3 端末のID
- 4 重大事態の内容
- 5 重大事態の原因・経緯
- 6 重大事態の発生年月日